

ロシア連邦
連邦法

連邦法「ロシア連邦と、欧州連合、デンマーク王国、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国、スイス連邦との間の、ロシア連邦および欧州連合、デンマーク王国、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国、スイス連邦の市民に対する査証発行の簡略化に関する国際協定の特定の条項のロシア連邦による効力停止について」の改正について

国家院（下院）採択 2023年12月13日

連邦院（上院）承認 2023年12月22日

第1条

2022年5月1日付連邦法第119-FZ号連邦法「ロシア連邦と、欧州連合、デンマーク王国、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国、スイス連邦との間の、ロシア連邦および欧州連合、デンマーク王国、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国、スイス連邦の市民に対する査証発行の簡略化に関する国際協定の特定の条項のロシア連邦による効力停止について」（ロシア連邦法令集、2022、No.18、掲載番号3005）に、以下の変更を加える：

- 1) 第1条において：
 - a) 第1項の「第3項「b」および「c）」という文言を削除する；
 - b) 第3項の「第6条第1項および」という文言を削除する；
- 2) 第2条において：
 - a) 第1項の「第3項「b」および「c）」という文言を削除する；
 - b) 第3項の「第6条第1項および」という文言を削除する；
- 3) 第3条において：
 - a) 第1項の「第3項「b」および「c）」という文言を削除する；
 - b) 第3項の「第6条第1項および」という文言を削除する；
- 4) 第4条において：
 - a) 第1項の「第3項「b」および「c）」という文言を削除する；
 - b) 第3項の「第7条第1項および」という文言を削除する；
- 5) 第5条において：
 - a) 第1項の「第3項「b」および「c）」という文言を削除する；
 - b) 第3項の「第6条第1項および」という文言を削除する；
- 6) 第6条において：

- a) 第1項の「第3項「b」および「c）」という文言を削除する；
- b) 第3項の「第6条第1項および」という文言を削除する。

第2条

本連邦法は、それが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年12月25日

第646-FZ号